

平成30年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 平成30年8月8日（水）

午後2時から午後2時45分まで

場所 一宮保健所 4階 大会議室

発言者	発言内容
事務局 (一宮保健所次長)	<p>ただいまから平成30年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催いたします。</p> <p>私が本日の会議の進行を務めさせていただきます一宮保健所次長の坂井田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。開会に当たりまして、一宮保健所の瀧谷所長よりごあいさつ申し上げます。</p>
事務局 (一宮保健所所長)	<p>失礼いたします。一宮保健所長の瀧谷でございます。開会にあたりまして事務局を代表して一言あいさつを申し上げます。</p> <p>本日は皆様大変残暑厳しい中、尾張西部圏域保健医療福祉推進会議に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また日頃の皆様にはそれぞれのお立場で健康福祉行政の推進のため、格別の御理解と御支援をいただきまして重ねて厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて本日のこの圏域会議でございますが、愛知県地域保健医療計画の定める2次医療圏における保健医療福祉に関する政策につきまして円滑かつ効果的に実施するため御意見を賜わることでございます。関係者の皆様の更なる連携を図ることも目的の一つと考えております。</p> <p>年2回開催を予定しておりますが、本日が第1回目でございます。本日はお手元の次第のとおり1つの議題と5つの報告事項を御用意しております。</p> <p>報告事項の尾張西部医療圏保健医療計画につきましては、前年度の圏域会議で皆様からの御意見をいただきまして、平成30年3月16日に開催されました平成29年度第2回愛知県医療審議会で示されましたものでございます。</p> <p>地域の誰もが健康で安心して暮らせる社会の実現を目指して皆様方からの協力をいただきたいと思いますので</p>

	<p>限られた時間ではございますけれども、活発で忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>簡単ではございますけれども開会のあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (一宮保健所次長)	<p>次に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に皆様方に配付させていただきました資料のうち、資料の2を差し替えさせていただきました。</p> <p>本日配付した会議資料として資料の7と一宮保健所事業概要を机上に配付させていただきました。</p> <p>資料としましては、会議次第、出席者名簿、配席図、資料1-1から1-3、参考、資料2から資料7、それから会議の開催要領と一宮保健所事業概要でございます。</p>
事務局 (一宮保健所次長)	<p>なお、本日の御出席いただきました皆様を御紹介するのが本来でございますが、時間の関係からお手元の名簿と配席図をもって代えさせていただきます。</p> <p>また、本日は傍聴者2名ですので御報告いたします。</p> <p>傍聴者の方に申し上げます。会議の傍聴につきましては、お手元の傍聴心得を遵守していただきますようお願いいたします。</p>
事務局 (一宮保健所次長)	<p>次に議長選出でございます。本会議の議長につきましては、配付しております当会議の開催要領第4条第2項により出席者の互選により決定することとなっております。特に御異議がなければ、一宮市医師会長の重村様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	【異議なし】の声あり
事務局 (一宮保健所次長)	<p>それでは、出席者の皆様の総意として、一宮市医師会長の重村様に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま議長として指名を受けました重村でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それではこれから議事にはいりますが、その前に本日の会議の公開非公開の取り扱いについて事務局から御説明</p>

	<p>をお願いします。</p>
事務局 (一宮保健所次長)	<p>当会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっています。</p> <p>従いまして、すべて公開で行いたいと思います。</p> <p>また、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することにしておりますのであらかじめ御承知くださいますようお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたとおり、すべて公開で議論したいと思います。</p> <p>また、本日の会議の進行についてですが、報告事項の1の愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領には、本日の会議運営等についての一部改正が含まれており、報告事項1の説明を行った後でないと議題の進行に支障が生じることから、一番最初に報告事項1を行いたいと思いますので御了解ください。</p> <p>それでは、報告事項1 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領と圏域保健医療福祉推進会議の運用についての一部改正について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (一宮保健所課長補佐)	<p>一宮保健所総務企画課で課長補佐をしております加藤と申します。よろしくお願ひいたします。失礼ながら着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料2を御覧ください。愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領の新旧対照表となっております。</p> <p>こちらの開催要領ですけれども、平成30年4月1日と裏側を見ていただきますと平成30年7月30日の2回、一部改正をされておりますので、まとめて説明させていただきます。</p> <p>まず4月1日の一部改正につきましては、平成30年3月の地域保健医療計画策定に伴いまして、平成30年度より名古屋医療圏と尾張中部医療圏が統合されたことにより、関連する規定の改正を行ったものです。詳しい事は、新旧対照表を見ていただければと思います。</p> <p>それから裏面にいきまして、7月30日の一部改正でございますが、内容としましては、これまでこの会議におきましては、議決に関する規定がございませんでしたが、介</p>

	<p>護施設の承認を採決する必要があるとして、議決に関する規定が設けられたものとなっております。</p> <p>当会議は、過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができず、また、議決に関しましては、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるというものとなっております。</p> <p>推進会議開催要領の御説明は以上です。</p> <p>続きまして資料3を御覧ください。圏域保健医療福祉推進会議の運用についての一部改正となっております。</p> <p>改正点は2点ございます。1点目は、すべての病床整備計画について、圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取がなくなり、地域医療構想推進委員会の意見を聴くこととされたため、病床整備計画に関する規定を削除したものとなっております。</p> <p>2点目につきましては、先程もありましたけれども、名古屋医療圏と尾張中部医療圏が統合されたため、関連する規定の改正を行ったものです。詳しい事につきましては、新旧対照表を御覧いただければと思っております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、御意見、御質問等がありましたら、お願ひします。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>それでは、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第4条第3項に基づき、委員の出欠状況を事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局 (一宮保健所次長)	<p>それでは御報告いたします。本会議の構成員の人数は、19名ですが、出席委員数は、代理出席を含めまして17名、欠席委員数は、2名でございます。</p> <p>以上の事から開催要領第4条第3項に規定されている委員の過半数の出席であることを報告します。</p>
議長	<p>事務局からの報告のとおり、本委員会は委員の過半数の出席がなされていることを確認します。</p> <p>それでは議題に入ります。介護保険施設等の整備承認について事務局から説明してください。</p>

事務局 (尾張福祉相談センター 課長補佐)	<p>私、尾張福祉相談センター地域福祉課の課長補佐をしています丹羽と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議題の介護保険施設等の整備承認について説明させていただきます。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>お手元の資料1－1を御覧いただきたいと思います。今回の整備計画につきましては、混合型特定施設入居者生活介護に関わる事前相談票が2件提出されております。</p> <p>まず、本題に入ります前に介護保険施設等の整備の手続きの概要につきまして、説明させていただきたいと思います。</p> <p>資料の1－3を御覧ください。まず、1の「会議にお諮りする目的」でございます。</p> <p>介護保険施設等の整備を行うには、介護保険法に基づき、都道府県知事等の指定を受ける必要がありますが、都道府県の介護保険事業支援計画において定めました定員数を超えるような申請がありました場合には、指定をしないことができるという仕組が、法で規定されています。</p> <p>いわゆる総量規制をかけているところでございます。これは地域で必要な介護サービスの整備を促進していくためには、ニーズを的確に把握し、負担と給付のバランスを考慮しながら進めていく必要があるからです。</p> <p>このため、本県では介護保険施設等の整備を計画的に促進していくために、その指定等に先立ち、圏域ごとに設置してあります本推進会議におきまして、承認行為を事前に受ける事前協議性を採用しているところでございます。本県の計画は、その下の※印に書いてありますように、平成30年度からの3年間は、現在第7期の計画に基づき進めることとしており、整備定員数は、市町村計画におけるサービス見込み量等を勘案した上で、施設種別ごと、年度ごと、圏域ごとに定めているところでございます。</p> <p>次に、2の「事前協議の手続きの流れ」でございます。</p> <p>具体的な手続きに関しましては、本日の資料にはございませんが、介護保険施設等の指定等に関する取扱要領で定めておりまして、次の(1)から(5)のような流れになっております。</p> <p>まず、1事前相談票の提出がありますと、(2)整備予定地の市町村へ御意見等をお聞きし、(3)関係機関の担当者を集めた研究会等を開催して圏域内の調整を諮りま</p>
--------------------------------------	--

す。その後は、(4) 本推進会議で御意見をお伺いし、(5) 会議の結果を事前相談票の提出者に通知するという流れとなっております。

なお、本日御審議いただきます2件の案件につきましては、3の「事前協議が必要な介護保険施設等の種類」のうち、いずれも(5)混合型特定施設入居者生活介護となります。

すぐ下の参考の※印の1を御覧ください。上記施設の中で、混合型特定施設に限っては、要介護以外の要支援又は自立の方も利用できますので、計画数値は、法令上、入居定員の7割を超えない範囲で推定利用定員として定めるものとされておりまして、本県では、上限値の7割を入居定員に乗じて整備枠を定めているところであります。

資料の1-1にお戻りください。今回の事前相談になります整備計画の内容でございますが、混合型特定施設入居者生活介護の2件になります。

1件目は一宮市の公募により、市内の整備予定者を選定するもので、定員は60人ですが、整備枠としては42人で、平成33年3月に開所を予定しております。

もう1件は、株式会社シアフル大野からのもので、同法人が、一宮市内に開所しております住宅型有料老人ホームについて、今回混合型特定施設の指定を受けようとするもので、定員は、30人ですが、整備枠としては、21人です。既存の住宅型有料老人ホームの転換であり、整備を必要としないため、今回御承認をいただければ、最短で、平成30年10月の開所となるものでございます。

次に尾張西部圏域の整備枠数をご確認いただきたいと存じますので、資料の1-2を御覧ください。

この表は、本県が定めた計画数のうち、尾張西部圏域の計画数のみを抜粋したものでございます。今回の2件の案件は、4番の混合型特定施設入居者生活介護であります。左から市町村区分、平成30年3月末定員数、整備目標、整備枠、今回申請分を記載しております。

平成30年度の整備枠は、右から3列目の50人であります。一番右は、今回申請分の合計63人に対し、超過しておりますが、計画期間内の平成32年度までの3年間でみますと90人となっており、その範囲内に収められます。このような場合、「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」の中で、その取り扱いが決められております。

	<p>具体的には資料1－1の下段の※印を御覧いただけた いと思います。</p> <p>取扱要領第5第1項第2号の規定により、「施設の円滑 的な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整 備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間 内であり、かつ、圏域ごとに最終年度の整備目標数値から 既存数を差し引いた範囲内であること。」となっておりま す。条件として、圏域内の全市町村が必要と認めることが 承認の前提となります。これにつきましては、御覧いた だいております取扱要領のすぐ上の○印を御覧ください。</p> <p>今年7月31日に開催いたしました尾張西部圏域保健 医療福祉推進会議研究会におきまして、圏域内の全市の了 解を得ておりますことから、条件をクリアしており、いず れの案件も承認が妥当と考えております。</p> <p>説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願 いいたします。</p>
議長	ただいまの説明について、御意見、御質問等ありました らお願いいたします。
社会医療法人杏嶺会理事長	混合型特定施設というのは、どういう事をいうのでしょ うか。教えていただきたいと思います。
事務局 (尾張福祉相談センター 課長補佐)	混合型特定施設というのは、簡単に申しますと、特養の 施設については、施設サービスであるのに対し、特定施設 というのは、いわゆる在宅サービス、在宅に近い形でのサ ービスを提供する施設となります。

混合型とは、先程申しましたけれど、極端に言いますと、
特養の施設については、要介護者しか入ることができない
のですが、この混合型については、要介護者の他に、要支
援であるとか、自立の方も利用することができまして、在
宅に近いサービスを受けられるということで、日常生活上
の世話であるとか、機能訓練であるとか、療養上の世話と
か、そういういったサービスを受けられる施設ということにな
ります。

なお、特定施設といいますのは、資料1－3の1番下の
※印にありますように、どういった施設で行われるかとい
うのは、いわゆる有料老人ホームとか軽費老人ホームなど
の施設でございます。

	<p>説明は以上になります。</p>
社会医療法人杏嶺会理事長	<p>分かりません。もうちょっと具体的に教えていただけないと分かり易いけれども、今の説明だと分からぬ。具体的にどういう施設であるのか。具体的に教えていただきたいです。</p> <p>居宅と同じようなというのはどういうことなのか。特養と比較して値段がいくらで入れるのか。どのくらいのメリットが市民にとってあるのかということを教えていただきたいです。具体的に言つていただければ良いです。特養だったら終身型ですよね。介護保険施設は、老健から在宅に持つて行くという形ですよね。この施設は一体どういう施設なのかよく分からぬので教えていただきたいです。</p> <p>付随したデイケアなどがなされるのかどうなのか。居宅に近いのであればなされるので、デイケアサービスとか勿論されるのであろうなと思われるのですが、それがされるのですか。されないのでですか。一時的に預かるのか。預からないのか。有料老人ホームとどこがどう違うのかという所を教えていただければ結構です。</p>
事務局 (尾張福祉相談センター主査)	<p>尾張福祉相談センター地域福祉課主査の石川です。有料老人ホームというのはいわゆる高齢者向けのマンションの様になっておりまして、そちらの施設で通常の介護サービスを受けるとなると、先程おっしゃられた様に居宅ですので、外部のヘルパーであるとか、デイサービスに通われたりっていうのが、いわゆる在宅ということになるんですけれども、こちらの特定の指定を取りますと在宅でありながら、そちらの施設職員が、夜間の介護であったり、一律に面倒を見ますよというということになりますと、いわゆる特養であれば3から5の方、自立の方との中間、またリハビリが必要な方は、先生の所いくつかやっておられますか、老健であったり、中間型の施設であったりするのですけれども、完全な自立の方も入れるのは、住宅型で、そこで若干の居宅サービスを受けたい方が入られているのがどちらかというと住宅型有料老人ホームとなります。ただそちらの重度化が進んでまいりますとヘルパーですと夜間に何回か入ったりという事で、利用者にとっても、従業者にとっても、若干無理があるというようなところで、その施設全体で、その居住者をそのまま介護を行うという施</p>

	<p>設となってきます。</p> <p>例えば奥様が自立て、旦那様が介護だと、やはり奥様だけだと面倒が見れないし、24時間見ていただきたいという方があった場合、奥様は有料老人ホームとだけ契約を行います。ご主人の方は、24時間体制で介護が必要という事になるので、有料老人ホームとの契約で、介護分については、特定施設との契約というような取扱いになります。</p> <p>在宅と施設の中間の様な位置付けと思っていただければよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
社会医療法人杏嶺会理事長	<p>分かりましたとまではいきませんが、ありがとうございました。大体分かりました。</p>
議長	<p>他にありますでしょうか。では、ただいまの議題について、開催要領に基づき議決をしたいと思います。</p> <p>議題の介護保険施設等の整備承認について、資料のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>【賛成者 挙手】</p>
	<p>全員ですね。挙手全員でございます。</p> <p>ありがとうございました。よって、本議案は全員一致で、賛成全員で承認されました。議題はこれで終了とさせていただきます。</p>
議長	<p>続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項の（1）は、先程済みましたので、（2）の平成30年3月31日現在の既存病床数についてから（5）の尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況についてまでの4件につきまして、一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (一宮保健所課長補佐)	<p>また着座にて説明させていただきたいと思いますのでお願いいいたします。それでは、まず報告事項の（2）平成30年3月31日現在の既存病床数については、資料4を御覧ください。</p> <p>こちらの方に平成30年3月31日現在の愛知県内の病床数について、まとめたものとなっております。一般病床数及び療養病床数につきましては、圏域ごととなってお</p>

ります。

基準病床数につきましては、一般病床では、平均在院日数の短縮、療養病床では、在宅医療で対応可能な軽度な方を差し引くという算定式の変更が、改正医療法施行規則として平成30年4月1日に施行されたことによりまして、その結果、昨年度第2回で資料配付を9月30日現在のものを出させていただいておりますけれども、そちらから少なくなっております。

尾張西部医療圏につきましては、平成30年3月31日現在の病床数が、3649で、新しく算定されました基準病床数の3357を上回っている状況となっております。

報告事項（2）の説明は以上となります。

続きまして、報告事項の（3）既存病床数及び申請病床数の補正についてでございます。

資料5を御覧ください。こちらの既存病床数の補正につきましては、医療法施行条例の一部改正に関するものとなります。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、いわゆる地域包括ケア強化法が施行されたことにより、医療法施行条例の一部改正がございまして、すでにこの7月6日より施行されております。

病床数の補正に関する改正の内容ですが、これまで介護老人保健施設の入所定員につきましては、厚生労働省令で定める基準により、既存の療養病床数とみなす事となっていましたが、今回の改正でその規定が削除されました。これにより、介護老人保健施設の入所定員につきましては、既存の療養病床数には算定されなくなります。

但し、こちらのイにあるとおり、平成36年3月31日までの経過措置が設けられ、療養病床を有する病院、又は、診療所が、平成30年4月1日以降に介護老人保健施設、介護医療院に療養病床を転換する場合には、これまでと同様、既存の病床数とみなす事となります。

報告事項の（3）病床数の補正については、以上でございます。

続きまして、報告事項（4）尾張西部医療圏保健医療計画についてでございます。

こちらについては、資料6となります。昨年度、御審議いただきました計画につきまして、3月16日に平成29年度第2回愛知県医療審議会が開催され、原案どおり決定されました。

	<p>その後、医療審議会長から知事に対して適當である旨の答申がなされ、3月30日に公示手続きが完了し、このとおり取りまとめましたので御報告いたします。</p> <p>また、こちらの方の後ろの方に別表がついてございますけれど、こちらは平成30年3月30日時点のものとなっていますが、現在のところ変更はございません。こちらの別表に関しましては、医療機関等の考えが変わったり、変動がございますので、その都度、こちらの圏域会議にて御報告したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>報告事項（4）については、以上でございます。</p> <p>続きまして、報告事項（5）尾張西部構想区域医療構想推進委員会の状況について、報告します。</p> <p>こちらについては、資料7となります。8月1日に開催いたしました、平成30年度第1回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について、まとめてございます。協議事項としては、4点あります。</p> <p>1点目につきましては、新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プランについて、各委員の方に文書にて御意見を伺ったところ、特にございませんでしたので、各医療機関の役割をプランどおりと決定いたしました。</p> <p>2点目は、非稼働病棟を有する医療機関への対応について、今後の方針を決定いたしました。非稼働理由等の確認をした上で、委員会で説明を求める医療機関を決定するという方針でございます。</p> <p>続きまして、3点目としては、入院医療を提供する医療機関の役割の決定に向けた取り組みについて、愛知県医療福祉計画課より地域医療構想を踏まえた各医療機関の今後の病床機能等に関する意向調査を行う旨の説明を受け、それを了承したものとなっております。</p> <p>4点目は、病床整備計画について、計画者から有床診療所整備計画が1件提出され、それを審議いたしました。</p> <p>協議事項は、以上の4点となっております。</p> <p>また、報告事項は、記載のとおり4点でございました。説明は以上となります。</p> <p>ただいまの説明について、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。これで予定の議事は終了しま</p>
議長	<p>ただいまの説明について、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。これで予定の議事は終了しま</p>

	した。事務局、その他として何かありますか。
事務局 (一宮保健所次長)	<p>事務局から 2 点申し上げさせていただきたいことがあります。</p> <p>1 点目は、前回のこの会議においていただきました質問についてでございます。</p> <p>まず、1 つ目の御質問が、非稼働病棟につきまして、過去 1 年間に 1 度も入院患者を収容しなかった病床の病棟ということではあるのですが、いくつか空いているところがあると、そういう病棟は、協議の対象にならないということで良いかという御質問と、もう 1 点、病床を有する医療機関で、代替わりで、開設者が変わった場合、この会議では議論しないということでおいいのかという御質問がございました。</p> <p>2 点とも会議の後で確認して御報告するということになっておりまして、確認させていただきましたところ、それは非稼働病棟ではないと、いくらか稼働している病床があれば、非稼働病棟ではないと、それから代替わりを行った場合については、議論しない、ということを確認しましたので御報告させていただきます。</p> <p>それと、もう 1 点、本日配付させていただきました一宮保健所事業概要につきましては、後程、是非御覧いただきまして、何かございましたら保健所の方まで御連絡いただけましたら、説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	よろしいでしょうか。他に何かございますか。
一宮市長	<p>一宮市長の中野でございます。前回の会議が 2 月ということで、出られなくて申し訳ありません。</p> <p>3 月の一宮市議会の定例会で、一宮市は中核市を目指すということを宣言させていただきました。3 年後の 2021 年を目標に着手したところでございます。</p> <p>ここにお集まりの皆様方に多大な影響を与えることになるかと思いますが、三河の豊田、岡崎、豊橋でてきて、尾張でできない訳はないという、そんな気持ちで、取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>早速、再来週の 8 月 20 日に、瀧谷所長に市役所へお越</p>

	<p>しいただきまして、講演をしていただくところから始めておりますので、なにとぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。</p>
議長	<p>何か他に御質問等ありますか。</p> <p>それでは他に御意見も無いようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局へ進行を戻します。</p>
事務局 (一宮保健所次長)	<p>ありがとうございました。閉会にあたり一宮保健所長より、ごあいさつ申し上げます。</p>
事務局 (一宮保健所所長)	<p>事務局よりお礼申し上げます。本日は、大変重要な課題を御討議していただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本日いただきました皆様からの貴重な御意見、御提案は、愛知県の健康福祉行政に生かしてまいりたいと思っております。引き続き、御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、暑くなっていますので、熱中症対策をしていただきますよう、重ねてお願い申し上げまして、本日の閉会の言葉とさせていただきます。</p> <p>お忙しい中ありがとうございました。</p>
事務局 (一宮保健所次長)	<p>ありがとうございました。これをもちまして、平成30年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>